

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第40条の規定に基づく事業の停止事案	・・・	2
指定自動車整備事業者の行政処分について	・・・	3

公 示

◎一般乗用旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第40条の規定に基づく 事業の停止事案

道路運送法施行規則第60条の2の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を神奈川運輸支局長を經由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明

令和8年9月15日 関 東 運 輸 局 長 澤 井 俊

記

事案番号 26F08

1. 事業者の氏名及び住所

吉朋 株式会社

神奈川県横浜市港北区樽町四丁目14番11号

2. 予定される処分内容

道路運送法第27条第3項の規定違反による道路運送法第40条の規定に基づく事業の停止
処分及び事業用自動車の使用停止処分

3. 聴聞の期日

令和8年10月9日 午後1時30分

4. 聴聞の場所

神奈川県横浜市中区北仲通5-57

横浜第二合同庁舎18階

関東運輸局自動車監査指導部

電話045(211)7271

公 示

道路運送車両法第94条の8第1項の規定に基づき、指定自動車整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所
三菱ふそうトラック・バス株式会社
代表取締役 フランツィスカ・クスマノ
神奈川県川崎市中原区大倉町10番地
2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号
三菱ふそうトラック・バス株式会社 北関東ふそう 土浦支店
茨城県かすみがうら市上稲吉2044番地
認証番号 第5-1530号
指定番号 関東指第5-1159号
3. 処分の内容
保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止命令
停止期間 令和8年9月19日 から
令和8年10月8日 まで 20日間
4. 処分の理由
道路運送車両法94条の5第1項の規定違反

令和8年9月8日

関東運輸局長 澤井 俊